

条件付き一般競争入札の実施について

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、公告します。

令和8年9月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

工事名	富山県総合福祉会館災害復旧その2工事
工事場所	富山市安住町 地内
発注工種	一般建築工事
工事概要	建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地下2階、地上7階建て 延べ面積 13,358平方メートル 工事概要 ・雨漏り等により被害が生じた箇所の内部改修工事 ・高層棟吸音壁改修工事 ・シーリング工事 ・4階庭園改修工事
工期	契約を締結した日の翌日から令和9年3月12日まで
予定価格	135,300,000円（消費税相当額を除く。）
調査基準価格	有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の3第1項第2号に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の等級がAの者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社再生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21号の規定により再生手続開始の申立てがなさ

れている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 申請書及び添付書類

入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下、「申請書等」という。）を郵送又は持参する（受付期間の締切日までに必着）ことにより提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

(3) 申請書等の様式は、16で定める担当部署及び富山県のホームページ「入札情報（工事・測量・コンサル）」（下記 URL）（以下「ホームページ」という。）で配付するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/koukokukekka/koukoku.html>

(4) 申請書等の提出期間は、15で定める期間とする。

(5) 申請書等の提出場所は、15で定める場所とする。

(6) 入札参加資格の確認の結果は、15で定める日までに申請者に通知する。

3 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を受付期間の締切日までに持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間は、15で定める期間とする。

イ 受付場所は、15で定める場所とする。

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、15で定める日までに文書により行うものとする。

4 公告に関する質問等

(1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した書類を郵送又は持参する（受付期間の締切日までに必着）ことにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間は、15で定める期間とする。

イ 受付場所は、15で定める場所とする。

(2) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書で行うものとする。

(3) 質問及び当該質問に対する回答については、15で定める方法により、公表する。

5 設計図書等の配付及び質問等

(1) 15に定める方法により設計図書等を配付するものとする。

(2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を郵送又は持参する（受付期間の締切日までに必着）ことにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間は、15に定める期間とする。

イ 受付場所は、15に定める場所とする。

(3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、15に定める方法により、公表する。

6 入札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和8年10月23日（金）10時

(2) 入札の場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁入札室（本館1階）

7 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。

8 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、富山県ホームページの「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

10 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2のただし書に規定する場合に該当する入札

11 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富

山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

12 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

13 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でない認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

14 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問及び設計図書等に関する質問の内容を確認すること。

15 入札手続き及び日程

入札手続き	期間（注1）	方法
入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出	令和8年9月17日（木）から 同年10月1日（木）午後5時まで	担当部署に書類を持参、郵送 又は電子メール
公告に関する質問（注1、3）	令和8年9月16日（水）から 同年10月20日（火）午後5時まで	担当部署に質問内容を記載 した文書を持参、郵送又は 電子メール
設計図書等の配付（注2）	令和8年9月16日（水）から	富山県ホームページの「入札 情報」に掲載
現場説明会	ありません。	
入札参加資格の確認の通知	令和8年10月6日（火）まで	文書により通知
入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求	令和8年10月7日（水）から 同年10月9日（金）まで	担当部署に書類を持参

理由の説明の要求に対する回答	令和8年10月16日（金）まで	文書により回答
設計図書等に関する質問（注1、3）	令和9年9月16日（水）から 同年10月20日（火）午後5時まで	担当部署に質問内容を記載した文書を持参、郵送又は電子メール
入札	令和8年10月23日（金） 午前10時より	5～13による

（注）

- 1 持参、郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。）又は電子メールにより提出する書類は、表中で締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に担当部署に必着すること。
- 2 設計図書等を富山県ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードすること。
<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/koukokukekka/koukoku.html>
- 3 公告、設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、質問者に対し、文書により行うとともに、富山県ホームページの「入札情報」に掲載し、公表する。

16 担当部署

入札手続きに係る提出及び受付場所は、担当部署である富山県厚生部厚生企画課（〒930-8501、富山県富山市新総曲輪1-7、TEL076-444-3197）とする。

その他不明な点についても、この担当部署に問い合わせること。